

「平成27年度 包括外部監査結果報告書」の概要について

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

高齢者施策に関する事務の執行について

3 監査対象期間

原則として平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
ただし、必要に応じて平成25年度以前及び平成27年度の執行分を含む。

4 事件を選定した理由

広島市における65歳以上のいわゆる高齢化率は平成29年度には24.4%に達する見込みと想定されている。このような中で、広島市は老人福祉法及び介護保険法に基づいた、高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に「広島市高齢者施策推進プラン」を策定している。このプランに基づき、自助・共助・公助のバランスが取れた高齢者施策を地域づくりと密接に連携しながら進めることとしている。

その一方で、広島市では限られた予算の中で、ますます増大する他の行政需要に対応していくことが求められている。

以上のことから、高齢者施策に関する事務の執行等が法令等を順守し経済的・効率的・有効的に行われているか監査するため、「高齢者施策に関する事務の執行について」を平成27年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

5 監査の実施期間

平成27年7月13日から平成28年1月13日まで

6 監査対象部署

健康福祉局健康福祉企画課、同監査指導室、同地域福祉課、同高齢福祉部高齢福祉課、同高齢福祉部介護保険課、同保険年金課、同原爆被害対策部調査課、同原爆被害対策部援護課、同保健部保健医療課、経済観光局雇用推進課、道路交通局都市交通部交通対策担当、同都市交通部交通施設整備担当

7 監査の結果と意見について

本報告書において記載した監査の「結果」及び「意見」の内容について、次のように定義を明確にした。

(1) 監査の「結果」と「意見」

ア 結果

- 財務に関する事務の執行において、合規性に関する事項で、適当でない事務処理があったと判断した事項
- 財務に関する事務の執行において、著しく妥当性を欠き改善すべきと判断した事項

イ 意見

- 財務に関する事務の執行において、合規性に反するとまでは判断しないが、説明責任上対応することが望ましいと判断した事項
- 財務に関する事務の執行において、経済性・効率性・有効性などの観点から改善することが望ましいと判断した事項
- 財務に関する事務の執行に関する監査を行う中で、発見した行政事務の合理性と能率性に関し改善することが望ましいと判断した事項

8 監査の視点

- 事業実施に際して、法令、要綱等に準拠し、適正に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。
- 事業実施に際して、計画性をもって、経済的、効率的かつ有効的な執行が行われているか。
- 高齢者施策に係る財産の管理運営は適切に行われているか。
- 経済環境の変化などに対応して、経済的かつ有効な行政運営となるように常に見直しがなされ、持続可能な経営計画が策定されているか。
- 市民及び利用者に対し、十分な情報が伝えられているか。

9 監査手続

各結果及び意見に係る主な監査手続は以下のとおりである。

- 広島市高齢者施策推進プラン（第5期（平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)）及び第6期（平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)））に掲げられている高齢者施策について、担当者へのヒアリング、意見聴取及び書類の閲覧によりその概況を把握し、入手資料等により分析を実施した。
- 高齢者施策に係る法令、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して事業が運営されているか確認した。
- 高齢者施策に係る決裁文書、関係台帳、帳簿、契約書、証拠証ひょう等を閲覧し、その運用方法について検討した。

- 必要に応じて現地視察及び担当者へのヒアリング、書類の閲覧等により、事業実施状況について確認した。具体的には、中区役所厚生部健康長寿課、広島市中央老人福祉センター、広島市宇品老人いこいの家、広島市の財政援助団体である社会福祉法人広島市社会福祉協議会及び公益社団法人広島市シルバー人材センターに赴いた。

第2 監査の総括

1 「結果」及び「意見」一覧

項 目	内 容	区分		報告書 頁	
		結果	意見		
社会の活力を支える存在としていきいきとしたセカンドライフを送るための環境づくりの促進	老人福祉センター及び老人いきいきの家	指定管理者の応募状況について (高齢福祉課)		○	85
		設置状況について (高齢福祉課)		○	85
		指定管理者の備品の管理状況について (高齢福祉課)		○	86
	公益社団法人広島市シルバー人材センター	役員報酬等に関する規程の公表について (広島市シルバー人材センター)	○		91
		賞与引当金の計上について (広島市シルバー人材センター)	○		92
		高齢者公共交通機関利用助成		○	100
40代からの健康づくりと介護予防の促進について	お達者ポイント事業について (保健医療課)		○	106	
地域生活の支援	地域包括支援センター	地域包括支援センターの利用状況の評価指標の設定について (高齢福祉課)		○	125
		地域包括支援センターの活動状況の自己評価について (高齢福祉課)		○	126
生活環境の充実	高齢者向け福祉施設等の確保	軽費老人ホームに対する補助金額の検証について (高齢福祉課)		○	147
		有料老人ホーム指導調査について (高齢福祉課)		○	148
		有料老人ホームから収集した財務諸表の分析について (高齢福祉課)		○	149
		生活支援ハウスの運営委託費について (高齢福祉課)		○	149
		生活支援ハウスの入居者の選定手続について (高齢福祉課)		○	150
権利擁護の推進	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する研修の効率的な実施について (高齢福祉課)		○	160
介護保険事業の円滑な実施	介護保険事業の円滑な実施	サービス事業者等に対する実地指導の頻度について (介護保険課)		○	169
	要支援・要介護認定の適正化	要介護認定の調査の実施者について (介護保険課)		○	175

項 目		内 容	区分		報告書
			結果	意見	頁
介護保険事業の 円滑な実施	保険料の軽減の ための取組の実 施	介護保険料の減免要件について (介護保険課)		○	179
認知症の人への支援の充実		認知症高齢者等の家族の会に対する支 援について (高齢福祉課)		○	182
その他の高齢者 施策関連事業	老人大学・老人 大学院	講座の重複について (地域福祉課)		○	193
平成 16 年度包括外部監査の結果 及び意見に対する措置及び対応状 況		高齢者住宅改造費助成事業に係る意見 への対応について (高齢福祉課)		○	197

第3 監査の結果及び意見

1 社会の活力を支える存在としていきいきとしたセカンドライフを送るための環境づくりの促進

(1) 老人福祉センター及び老人いきいの家

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

(ア) 指定管理者の応募状況について（高齢福祉課）

広島市の老人福祉センター及び老人いきいの家の指定管理者の応募は、指定期間が直近の平成26年度～平成29年度の募集では、1施設を除き、1団体しか応募していない。

このような競争原理の働かない状況は、指定管理者制度の導入趣旨である住民サービス向上のために、応募者を民間事業者等から幅広く求めるということが全うされておらず、十分なサービスが住民になされないことにつながるおそれがある。また、応募者の指定管理料提案額は、同上限額とほぼ同額となっている。仮に、同業者への直接ヒアリングの結果、応募しない理由が内容面にあり、この改善によって多くの応募者がいた場合、指定管理料提案額を低く抑えた業者が選定された可能性があったことを考えると、広島市は経費節減の機会を失っていると考えられる。

老人福祉センター及び老人いきいの家それぞれの指定管理者の公募要綱等を閲覧したが、応募するための条件として、特別な内容は「防火管理者の資格を有する者1人を必置とする」程度である。また、老人福祉センターに関しては、健康相談のために看護師を常置する必要がある程度のことであり、参入障壁と思われる内容は見受けられないため、なおさら、1団体しか応募しない理由の原因分析を、指定管理者にヒアリングするなど積極的な対応が必要であった。

次の指定管理者の募集は平成29年度になるが、その際は1団体しか応募しないような状況を回避することに努めるべく、原因の調査分析を積極的にするとともに、その結果を公募要綱に反映されたい。

(イ) 設置状況について（高齢福祉課）

広島市において、中区、南区、西区に老人福祉センターと老人いきいの家という同種類のサービスを提供する類似の施設を別々に設置しており、佐伯区には老人いきいの家を10施設と集中して設置しているが、東区及び安佐北区には老人福祉センター及び老人いきいの家の設置がない状況にある。

広島市が策定した「ハコモノ資産の更新に関する基本方針」の「第1 目的」では、「厳しい財政状況の中でも、将来に向けて市民満足度の高い機能・サービスを提供し続けるためには、必要以上の機能・サービスの重複を避けるなど、更新の際に効果的かつ効率的な投資を行うことが重要です。」と掲げている。また、「第6 施設群の方向性」においても、老人福祉センター及び老人いきいの家が属する「汎用

サービス型「中・小規模」の更新の方向性欄の後段において、「「公民館」と「集会所」以外の汎用サービス型の施設は、設置目的は異なるがサービス内容が類似しており、設置目的に応じて特定の者に優遇措置が設けられているものもあることから、より多くの住民にとって使い勝手の良い施設となるよう、多様な利用目的に対応できる施設とすることを検討する。」と掲げている。

これらの方針に基づくと、現状の配置状況を勘案し、他の区に比べ、過度に密集した区に関して、「必要以上の機能・サービスの重複」となっていないかなどを検討し、その結果、必要に応じ、施設の統廃合に関して検討する必要がある。

なお、この検討に当たっては、老人福祉センター及び老人いこいの家という同種のサービスを提供する類似の施設を別々に設置していることについても検討し、それぞれの役割分担の必要性を検討すべきである。役割分担が必ずしも必要でない場合は、その垣根を取り払い、両者を区別することなく1つの施設として、サービスを提供することや、統廃合を含め施設の配置を見直すことを検討されたい。

(ウ) 指定管理者の備品の管理状況について（高齢福祉課）

広島市中央老人福祉センターにおいて使用する広島市所有の備品の管理は、広島市と指定管理者で交わっている基本協定書及び仕様書において、指定管理者が適切に管理しなければならないことが定められている。

基本協定書及び仕様書に即して、備品には固有の番号（以下「備品番号」という。）が付されたシールが貼付され、基本協定書の別紙には、備品の品名、購入年度、使用場所などのほかに、備品番号が記載されている。

同センターを現地調査した際に、備品リストに記載された備品の現物確認を実施したが、現物を確認するために相当時間を要した。この原因は、指定管理者が同センター内に点在する備品の所在を十分に把握しておらず、さらに整理整頓ができていないことであると見受けられた。なお、備品リストの中には、備品番号が付されたシールが貼付されていないもの（花台1台）もあった。

管理状況に不備があると備品の滅失等のリスクがあると考えられるため、広島市は、指定管理者が適切に備品を管理するように、指定管理者に対して、日頃から備品の整理整頓を進め、適切に備品を管理するように指導されたい。

(2) 公益社団法人広島市シルバー人材センター

ア 監査の結果

(ア) 役員報酬等に関する規程の公表について（広島市シルバー人材センター）

公益社団法人である広島市シルバー人材センターでは、「公益社団法人広島市シルバー人材センター役員報酬等に関する規程」（以下「役員報酬規程」という。）を定めている。公益社団法人は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて、役員報酬等の支給の基準を公表する義務があるが、広島市シルバー人材センターではこれを公表していない。

なお、監査実施時における指摘により広島市シルバー人材センターは役員報酬規

程をホームページにて公表しており、当報告書作成時には、当該法律違反の状態は解消している。

(イ) 賞与引当金の計上について（広島市シルバー人材センター）

「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」において、賞与は支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当金計上する必要があるとされている。

この「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」に基づけば、広島市シルバー人材センターでは、平成27年6月支給の期末手当（基準日6月1日）及び勤勉手当（基準日6月1日）のうち、平成26年度に属する計算対象期間に係る金額については、平成26年度決算に賞与引当金を計上する必要があったが、広島市シルバー人材センターでは計上していなかった。

なお、賞与引当金の対象となる計算対象期間は以下のとおりである。

区分	支給基準日	計算対象期間	賞与引当金の対象となる 計算対象期間
期末手当	6月1日	3月1日 ～6月1日	3月1日から3月31日までの1ヵ月
勤勉手当	6月1日	12月1日 ～6月1日	12月1日から3月31日までの4ヵ月

賞与引当金として計上すべきであった金額は以下のとおりである。

区分	平成27年6月 支給額	計算過程	賞与引当金 要計上額
期末手当	5,439,615円	5,439,615円÷3ヵ月×1ヵ月	1,813,205円
勤勉手当	4,069,477円	4,069,477円÷6ヵ月×4ヵ月	2,712,984円
合計			4,526,189円

(3) 高齢者公共交通機関利用助成

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

高齢者公共交通機関利用助成の目的について（高齢福祉課）

助成の目的は高齢者の社会参加を促進するきっかけづくりとなっているが、広島市は利用結果を集計するのみであり、当該施策が本来の助成目的を果たしているかの確認を行っていない。利用目的の確認が行えない理由としては、公共交通機関の

利用が社会参加によるものか、病院の通院や買い物に利用しているかを事後的に判別することが困難なためである。

さらに、平成 26 年度の事業費は 602,660 千円と平成 25 年度と比較すると 19,945 千円増加しており、高齢者が増加する来年度以降は負担額の増加が予想されるが、広島市の財政状況を鑑みると、今後継続して助成ができるかは不明である。

高齢者の社会参加の促進は決して悪いことではないが、高齢者人口の増加に伴い今後も支出額の増加が予想され、かつ、本来の助成目的が果たしているか否かが不明な施策に対しては、廃止の検討も含めた事業継続の可否を検討すべきである。

2 40代からの健康づくりと介護予防の促進について

(1) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(2) 監査の意見

お達者ポイント事業について（保健医療課）

広島市では、平成 26 年度より、健康づくりと介護予防等の取組のひとつとして、お達者ポイント事業を実施している。お達者ポイント事業の概要を示した「お達者ポイント事業について」によると、一定の活動を行い、ポイントが 100 ポイント以上となったグループに対し 5,000 円相当の景品を贈呈することとなっている。

申請があった 16 自主グループのうち、2 自主グループについては 100 ポイント以上という要件を満たしていなかった。そこで、保健医療課では、概要を示した「お達者ポイント事業について」に記載された「みんなが健康診査を受診し、健診の啓発カードを各人 5 枚配布」という要件の一部は満たしていたことから、ポイントを付与した。その結果、2 グループとも 100 ポイント以上という要件を満たしたものとして景品の贈呈を行っている。

「お達者ポイント事業について」には加算ポイントの一部を達成した場合にポイントを付与するという記載はないことから、今後の事務の実施に当たっては、加算ポイントの一部を達成した場合にポイントを付与する場合には事前にその旨を「お達者ポイント事業について」に明記するなど、「お達者ポイント事業について」に則った適切な事務の実施を行うべきである。

3 地域生活の支援

(1) 地域包括支援センター

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

(ア) 地域包括支援センターの利用状況の評価指標の設定について（高齢福祉課）

広島市における地域包括支援センターごとの高齢者人口に占める相談件数の割

合を算出すると、広島市基町地域包括支援センターの相談件数が他の地域包括支援センターと比較して圧倒的に多くなっている。その理由は、担当圏域が非常に狭いうえに地域包括支援センターが団地内のショッピングセンター内に位置し立ち寄りやすく、訪問及び来所による相談が多いことなどによるためである。なお、高齢者人口に対する相談件数の割合は地域包括支援センターごとにばらつきがある。ただし、これはあくまで定量的な指標であり、相談件数が少ないだけで地域包括支援センターが業務を適切に実施していないと評価することはできない。また、広島市としても地域包括支援センターが担当する圏域の地理的条件や地域の特性などにより利用状況の差があることを認識しているが、当該比率についての考察を行っておらず、利用状況の評価指標が明らかではない。

ただし、広島市としては地域包括支援センターが、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった地域の様々な活動主体及び医療や介護サービス提供機関等との連携を強化し、高齢者等への効果的な支援体制を構築する役割を担うものと考えていることから、定量的指標を用いながらも、これらの要素も加味し、利用状況を評価できる仕組みをつくる必要がある。

(イ) 地域包括支援センターの活動状況の自己評価について(高齢福祉課)

広島市では平成 26 年度の評価結果公表時点(評価対象期間：平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月)より、介護保険法の改正に伴う、在宅医療・介護連携の推進や地域のネットワークづくりなど、今後、重点的に取り組まなければならない活動の評価も必要となってくるため、現行の運営基準、評価基準の見直しに取り組むとしているが、当包括外部監査の実施時点では見直しに至っていない。

評価基準は各地域包括支援センターが事業運営を行うにあたっての目安となるものであり、また、高齢者地域支え合いモデル事業をはじめとした地域包括ケアシステムを構築していく上で重要な事業を地域包括支援センターが担っている現状を踏まえると、これらの重点的に取り組まなければならない活動に沿った運営基準、評価基準に早急に改訂することが求められる。

4 生活環境の充実

(1) 高齢者向け福祉施設等の確保

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

(ア) 軽費老人ホームに対する補助金額の検証について(高齢福祉課)

広島市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱によると、補助金額の確定に当たっては、交付先から提出される報告書に記載された「サービスの提供に要する費用の実支出額」と「1人当たりの費用月額×各月初日在籍人員」の少ない方の額が算出基礎となるため、費用の実支出額及び在籍人員が正しいことを、信憑性の高い証ひ

よう等によって確認することが必要である。

広島市補助金等交付規則第 15 条第 1 項第 3 号においては、補助事業者等が提出する実績報告書に領収証書等を添付することとされており、領収証書等の確認を前提としている。しかしながら、同条第 4 項において、「…監査等を定期的に受けている者は、同号に掲げる書類の添付を省略することができる」と定められていることから、軽費老人ホーム運営費補助団体は事後的に広島市の監査を受けているため、領収証書等との確認を省略している。

他方、在籍人員に関しては、確認を省略できることが明文化されていないにもかかわらず、交付先から提出される報告書に記載された在籍人員の根拠を、信憑性の高い証ひょう等で確認していなかった。この点、広島市では、在籍人員を記載した書類は、交付先からの正式な提出書類であるとともに、事後的に広島市の監査において確認していることで、十分な確認をしているとのことであった。在籍人員を用いて算出した金額が、費用の実支出額を下回っていることから、在籍人員を用いて算出した金額によって補助金額が決定している現状からすると、在籍人員の確認は重要で、より信憑性の高い根拠書類をもって確認する必要があった。

他都市でも、当該補助金額の確定に当たっては、社会福祉法人から入所者の収入申告書等を取り寄せるなどして確認している事例がある。また、入所者一人当たり平均年間約 63 万円（平成 26 年度実績）の補助金を交付しているため、作業に対する確認の効果は十分にあるものと考えられる。

広島市においてこういった資料が信憑性の高い書類であるかを検討し、報告書に記載された在籍人員の根拠を当該書類によって確認した上で、補助金額を確定するように改善されたい。

(イ) 有料老人ホーム指導調査について（高齢福祉課）

広島県より所轄を引き継いだ平成 24 年 4 月 1 日以降の立入検査の状況の確認を行ったところ、定期立入検査及び新規立入検査は全く実施されていない。また、特別立入検査については、利用者からの苦情等があった場合に実施している。なお、定期立入検査及び新規立入検査が実施できていない理由は、有料老人ホーム設置に当たっての事前相談や苦情対応に追われており、高齢福祉課福祉係の現在の人員では、定期立入検査等への対応ができないためとのことである。

立入検査は、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図る観点でも重要であり、合理的な理由なく省略すべきではない。

広島市としては、全有料老人ホームを対象とした立入検査を行えるような人員の体制を確立後、立入検査スケジュールの作成を行い、立入検査を実施することが求められる。

なお、複数の人数で検査することが想定されるため、調査項目をチェックリスト化するなど、運用マニュアルを整備し、立入検査の質を一定に確保することが有用であると考えられる。

(ウ) 有料老人ホームから収集した財務諸表の分析について（高齢福祉課）

広島市は、有料老人ホームからの定期報告の中で毎年7月末日までに財務諸表の収集を行っているが、当該財務諸表の分析等は行っていない。

事業運営主体が継続して健全な事業運営を行っていくことは、入居者保護の観点からも重要であり、そのためには、当該事業運営主体の財務諸表を分析し事業運営主体の健全性について検討すべきである。そのためには、広島市としては注視すべき財務指標を定めることが有用である。

(エ) 生活支援ハウスの運営委託費について（高齢福祉課）

生活支援ハウスについて、現に6名の入居者がいる実態からも広島市が当該施設を有する意義はあるものの、広島市内に定員6名の施設が1つしか設置されておらず、サービスを受けることができる者が6名に限定されている。また、入居者が光熱水費、食費などの生活費を負担しているにもかかわらず、居住費相当の運営委託費が、一人当たり毎月11万円程度（注）となっている。年間では約8百万円を負担しているが、現状、広島市はこれらの金額の妥当性を検証していない。生活支援ハウスの運営委託費は広島市が100%を負担しているのであるから、居住費相当の運営委託費が一人当たり毎月11万円程度になることや、年間8,361,000円という基準額に関して、広島市においてその妥当性を検証し、さらに、運営委託業者と価格交渉をすることなどによって、委託料の引き下げの可能性を検討すべきである。しかし、広島市において、これまでこのような取組みを実施した文書は確認できなかった。

広島市は生活支援ハウスに関して、居住費相当の毎月の一人当たり運営委託費及び委託金額の妥当性を検証し、運営委託業者と価格交渉をすることなども含め、委託金額の引き下げの可能性を検討されたい。

（注）たとえば、平成26年度では、7,929,460円÷6人÷12か月≒11万円

(オ) 生活支援ハウスの入居者の選定手続について（高齢福祉課）

生活支援ハウスへの施設入居待機者の状況及び入居者の選定方法を広島市に確認したところ、入居の希望が随時あるものの、希望時に空きが無い場合は待機者として記録することはなく、委託法人は、実施要綱において作成が義務付けられている待機者名簿を作成していなかった。この規定は、入居者の選定手続に当たって公平性と透明性を確保する趣旨があるものと考えられるため、入居者の選定に当たっては、その過程が分かる待機者名簿を作成し、後日、入居者の選定手続に公平性と透明性が確保されているか検証できるようにすべきである。

なお、平成27年10月より、広島市は、委託法人に待機者名簿を作成するように指導し、当報告書作成時には、上記の不備は解消している。

広島市は、入居者の選定手続の公平性・透明性を確保するためにも、委託法人に対して、入居者の選定過程が分かる文書を作成・保存するように継続的に指導し、公平性・透明性を確保されたい。

5 権利擁護の推進

(1) 高齢者虐待

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

高齢者虐待防止に関する研修の効率的な実施について（高齢福祉課）

平成 24 年度から平成 26 年度開催の介護従事者等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修については、すべて参加者が定員を下回っているが、介護業界は人の出入りが激しいことから、より効果的な研修を実施するため、参加者を増やす方策等を検討する必要がある。

6 介護保険事業の円滑な実施

(1) 介護保険事業の円滑な実施

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

サービス事業者等に対する実地指導の頻度について（介護保険課）

厚生労働省の通知において、平成 17 年度までは原則 3 年に 1 回のサービス事業者等に対する実地指導が求められていたが、平成 18 年度以降においては効果的かつ効率的な実地指導を行う観点から、原則 3 年に 1 回の実地指導を行う規定は削除されている。従来、広島市は原則 3 年に 1 回の実地指導をしていたが、平成 24 年度から施設サービスや居宅サービスの指定権限等が広島県から移譲され、広島市が実施すべき実地指導件数が増大したことを踏まえ、指定更新時（6 年ごと）に実地指導をすることとしている。しかし、無条件に指定更新時のみに実地指導を行うことは、実施頻度が下がり効率的にはなるものの、実地指導において指摘事項があったサービス事業者等への実地指導の頻度も下げることになり、適時に十分な指導が行われないことから問題がある。

そのため、現状の指定更新時に実地指導を実施する方針は維持しつつ、実地指導において継続的に確認すべき指摘事項があったサービス事業者等に対しては、次回の指定更新時実地指導の他に適時に実地指導を行うべきである。

なお、監査実施時における指摘により、「平成 27 年度介護保険事業者の指導監督実施計画」において、継続的に確認すべき指摘事項があったサービス事業者等に対して適切な時期に実地指導を実施することを記載し、当該事業者等に対して実地指導を行うことを計画している。

(2) 要支援・要介護認定の適正化

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

要介護認定の調査の実施者について（介護保険課）

厚生労働省老健局からの「介護給付適正化計画」について（平成19年6月29日）に基づき、変更・更新の認定調査について適正化を図るため、全国の政令指定都市では、市職員による調査、若しくは認定調査を専門に実施する指定市町村事務受託法人への調査の委託を進めている状況である。

一方、広島市においては、他の政令指定都市と比較し指定居宅介護支援事業者等への委託の比率が高い状況にあり、変更・更新の認定調査の一層の適正化を図るためには、指定居宅介護支援事業者等への委託の比率を下げ、市職員による調査あるいは指定市町村事務受託法人への委託を進める必要がある。

このうち、市職員による調査については、現行の市の実施体制を考慮すると、新規申請への対応で限界であり、変更・更新時の認定調査を市職員が実施することは困難であることから、変更・更新の認定調査は指定市町村事務受託法人への委託を進めるべきである。

(3) 保険料の軽減のための取組の実施

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

介護保険料の減免要件について（介護保険課）

介護保険料の減免制度において、特に収入が低く、生活が著しく困窮している人の要件に「世帯員全員が所有する預貯金や株式等有価証券の合計額が、350万円以下であること」とあるが、広島市では当該要件については申請者からの自己申告に基づき判定を行っている。これに対し、仙台市・千葉市・横浜市・川崎市・静岡市・岡山市・北九州市・福岡市など他の政令指定都市では、介護保険料の減免に当たり通帳等の確認を行っている。申請者の自己申告のみでは申告内容が誤っている可能性があることから、広島市においても通帳等により、「世帯員全員が所有する預貯金や株式等有価証券の合計額が、350万円以下であること」を確認すべきである。

7 認知症の人への支援の充実

(1) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(2) 監査の意見

認知症高齢者等の家族の会に対する支援について（高齢福祉課）

認知症高齢者等の家族の会は、認知症高齢者を抱える家族同士が交流を持ち、家族が抱える悩みを話し合う場として、各区ごとに開催されている。開催回数は各区とも10回程度である。

広島市の施策として、介護技術・知識等の向上、情報交換、リフレッシュ等を目的として開催される認知症高齢者等の家族の会に対する研修等の支援を実施しており、外部講師の招聘に対する謝礼を広島市が支出している。

しかし、認知症高齢者数は、広島市内において約30,000人程度存在するにも関わらず、認知症高齢者等の家族の会の参加者は、各区約10名程度にとどまり、参加するメンバーもほぼ硬直的である。家族介護教室や認知症カフェといった他の施策はあるものの、認知症高齢者の家族数と比較して、明らかに参加人数が少ない結果となっている。

多くの認知症高齢者等の家族への参加を促し、事業目的を達成する観点からも、参加者を増やす方策を検討すべきである。

8 その他の高齢者施策関連事業

(1) 老人大学・老人大学院

ア 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

イ 監査の意見

講座の重複について（地域福祉課）

老人大学の修了者は、地域社会のリーダー的役割としての活躍が期待されていることに対して、老人大学院の修了者は、地域社会の福祉リーダー的役割という専門性を活かした活躍が期待されている。

しかしながら、平成26年度の老人大学・老人大学院の双方の講座は、過半が同じ講座名となっており、老人大学院が老人大学と比べて専門性を高めるための講座を開設していると言えるか疑問がある。

老人大学院を運営している市町村は全国的にも珍しく、その存在意義は、強く問われるものと考えられる。しかしながら、近年、老人大学院の講座は、老人大学と大半が同じ講座名となっており、広島市民がホームページなどで講座名を見ても講座内容の相違が確認できないため、老人大学とは別に老人大学院を設置する意義が問われかねない状況と考えられる。

このような意味から、老人大学院の講座名は、老人大学とは異なる講座内容であり、より専門性の高いものであることが明確に分かるように検討すべきである。

老人大学院には、結成後、平成27年で36年目となるOB会（略称、老大大OB会）があり、現在も、会員の健康と教養及び趣味を通じて相互の親睦を図り、老後の健康増進と、明るく、楽しい生き甲斐づくりを目的として、月1回の講座の開設や趣

味のサークル活動を自主的に運営している。当該老大 OB 会の今後の発展のためにも、意義のある講座の設定が望まれる。

9 平成 16 年度包括外部監査の結果及び意見に対する措置及び対応状況

(1) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(2) 監査の意見

高齢者住宅改造費助成事業に係る意見への対応について（高齢福祉課）

高齢者住宅改造費助成事業に関する平成 16 年度包括外部監査における意見及びその対応は以下のとおりである。

意見内容
高齢者住宅改造費助成は、要介護（要支援）認定を受けており、かつ、「生計中心者の前年の所得税課税年額が 14 万円以下の世帯に属する者」が対象者となっているが、資産や貯蓄の保有状況はその要件になっていない。 しかし、この制度が低所得者等の理由により生活困難な高齢者のための助成制度であるという趣旨に鑑みれば、所得による基準だけではなく資産や貯蓄の保有状況についても助成対象の要件とすることが有効であると考ええる。

対応結果
以下の理由により、対象要件に資産要件を加えることは困難である。 1 助成金の支給に資産要件を設けることとした場合、市には申請者の資産調査権がないため、資産の把握は本人の申立によることになり、個人の良識に頼ることになって、信憑性に欠け、助成の決定に不公平を生じる可能性がある。 2 助成の決定にあたり、本人の同意を得て資産調査をすることが可能としても、膨大な事務量が予想され、迅速な補助決定が行えなくなる。 3 政令市中同様の制度を実施しているのは 10 都市であるが、現在、対象者の要件に資産要件を設けている都市はない。

※出所 「平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書」から抜粋

広島市の対応結果は、対象要件に資産要件を加えることは困難であるとしているが、その理由として、資産の把握が自己申告になること及び事務量の増加により迅速な助成の決定を行えないことを挙げている。

しかし、高齢者等住宅改修費補助制度が低所得者等の理由により生活困難な高齢者のための助成制度であるという趣旨に鑑みれば、所得による基準だけではなく資産や貯蓄の保有状況についても助成対象の要件とすべきであり、資産調査の実施が困難

であるとしても、資産の保有状況を自己申告させ不正申告が明らかになった場合にはペナルティを課すことをあらかじめ示すことで不正申告を行わせない抑止力を働かせることにより、適正な申告を行わせることを検討すべきである。